

平成25年4月22日

入間市教育委員会 様

入間市スポーツ推進審議会

会長 双木 茂



無料体育施設の使用料のあり方について (答申)

平成23年7月25日付け入体発第185号で入間市教育委員会から諮問を受けた「無料体育施設の使用料のあり方について」、当審議会では、市民の健康な生活の基礎となるスポーツ・レクリエーション活動の推進を念頭に置き、延べ7回にわたり慎重に審議し意見を取りまとめましたので、別紙のとおり答申いたします。

1 答申に当たって

入間市スポーツ推進審議会は、平成23年7月25日に入間市教育委員会より「無料体育施設の使用料のあり方について」の諮問を受けました。

近年、地方自治体の財政状況は長引く景気低迷から抜け出せず、地方税収は減収の一途をたどり、依然として大変厳しい状況が続いています。当入間市においても同様に歳入の減収が続く中、入間市行政改革長期プラン前期・後期実行計画では、「財政の健全化計画」の中で「歳入の確保」として、それぞれに「受益者負担の見直し」や「体育施設等使用料の適正化」など、個別改革に取り組むことが求められており、この実行計画を基に同諮問を受けたものであります。

現在、入間市教育委員会は市民のスポーツ振興を図るべく「健康な生活の基礎となるスポーツ・レクリエーション活動の推進」を基本方針に、「学校や地域、団体と連携し、市民のスポーツ・レクリエーション活動の支援」を基本目標として、生涯スポーツの推進、指導者の育成と関係団体等との連携、体育施設の充実を図っています。

当然のことながら、無料施設を有料化すれば、利用者にとって施設利用しづらい状況が予想されるため、上記の方針や目標を念頭に置き、当審議会では慎重に審議してきました。

今回、検討対象とした施設は、地区体育館及び付随施設、黒須市民運動場の各施設、西武市民運動場の各施設、富士見公園の各施設、小・中学校の開放体育施設です。地域スポーツ広場は土地所有者からの借地ということで、今回の検討対象から除外いたしました。

検討方法として、具体的には各施設を視察し、施設ごとの維持管理費を提示してもらいました。そして管理状況や利用状況、利用方法の聞き取りなどにより、総合的に各施設を把握、検討いたしました。その中で、施設の維持管理費について、屋外施設は比較的費用が少なく、屋内施設では照明等の関係で多くなっていました。

特に地区体育館については、施設に管理人が配置されていることから、人件費の割合が大きく、総合的な維持管理費の増大につながっていますが、施設の良好な維持管理がなされており、受益者負担の必要性があるとの結論になりました。

河川敷に設置された施設については、各施設の良好な維持管理が難しいことや、河川管理者であります埼玉県の意向もあり、現時点での使用料徴収は難しいことで意見の一致を見ました。富士見公園の各施設についても、現在、運動公園として位置づけがされておらず、一般の公園であることから、これらの施設についても使用料徴収は難しいとの結論に達しました。学校開放体育施設については、施設の設置時期や整備状況に大きな隔たりがあり、これらの使用料を一律に徴収することは著しく不公平となることが予見されます。このため、現時点での使用料徴収は難しいとの結論になりました。

また、今回の答申に当たり、学校開放体育施設及び地区体育館利用者との懇話会を各運営委員会毎に7会場で実施しました。その中で、一部の高齢者や子ども達を指導している利用者からは、有料化になった場合には減免措置等を望む声がありました。一方、一般の方からは「施設の整備や備品・消耗品の充実が条件」や、「適正な使用料なら止むを得ない」との意見が多く出され、利用者も受益者負担の意識を持たれているとの感触を受けました。

以上、これらを総合的に検討し次の答申といたします。

2 答申事項

施 設 名	
○地区体育館	
体育館	使用料を徴収する
付随施設（グラウンド・テニスコート）	当分の間、現行のままとする
○黒須市民運動場	
テニスコート	当分の間、現行のままとする
野球場	
自由広場	
サッカー場	
ソフトボール場	

施 設 名	
○西武市民運動場	
ソフトボール場	当分の間、現行のままとする
テニスコート	
○富士見公園	
ソフトボール場	当分の間、現行のままとする
少年少女サッカー場	
○学校開放体育施設	
体育館	当分の間、現行のままとする
校 庭	

3 むすび

一昨年、スポーツ振興法が50年ぶりに改正され、スポーツ基本法として施行されました。そして、国はスポーツ基本計画を埼玉県ではスポーツ推進計画を新たに策定し、スポーツの推進に取り組み始めています。

入間市においても、国や埼玉県の計画を参考に、新たにスポーツ推進計画を策定するとのことです。健康の増進や体力の維持・向上を図り、生涯にわたって明るく豊かな生活を送るためには、身近にスポーツを实践できる環境を整備し、市民一人ひとりが生活の中にスポーツを取り入れることが重要なことと考えます。このため、今回の答申により無料体育施設が有料化されても、市民のスポーツ実践率が低下するようなことがあってはなりません。市民からの要望にもありますように、有料化後も施設の整備や備品・消耗品の充実等を怠ることなく実施していただきたいと願います。

今後においても、様々な施策を展開し、入間市の生涯スポーツが益々推進されるよう望むものです。

○会議の日程及び審議事項

平成23年度

日 程	審 議 事 項 等
第1回 (7月25日)	委嘱状の交付 諮問 ○無料体育施設の使用料のあり方について ・諮問要旨説明
第2回 (10月4日)	○無料体育施設使用料のあり方について ・市内(黒須市民運動場、西武市民運動場、富士見公園)及び狭山市体育施設(河川敷有料施設)の視察 ・視察した施設の使用料のあり方の検討
第3回 (1月27日)	○無料体育施設使用料のあり方について ・市内(藤沢、東金子、西武、黒須、宮寺)地区体育館視察 ・視察した施設の使用料のあり方の検討
第4回 (3月28日)	○無料体育施設使用料のあり方について ・市内地区体育館の使用料のあり方の検討

平成24年度

日 程	協 議 事 項
第1回 (25年2月15日)	○無料体育施設の使用料のあり方について ・各施設ごとの使用料のあり方の検討
第2回 (25年3月21日)	○無料体育施設使用料のあり方について ・各施設ごとの使用料のあり方の検討

平成25年度

日 程	協 議 事 項
第1回 (25年4月22日)	○無料体育施設の使用料のあり方について ・答申書の検討・作成

